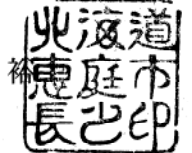


恵庭市告示第 45-3 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

恵庭市長 原田



1. 歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者

大阪府大阪市中央区南本町二丁目 6 番 12 号

サンマリオンタワー 11 階

株式会社 JTB

2. 委託した歳入の徴収又は収納事務

企業版ふるさと納税（インターネットを利用して納付されるものに限る。）

3. 委託する期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

